

北海道スポーツ少年団 設置規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）定款第42条の規定に基づいて設置された北海道スポーツ少年団に関することを定める。

第 2 条 北海道スポーツ少年団（Hokkaido Junior Sports Clubs Association 略称「H J S A」）は、全道の登録したスポーツ少年団を代表する組織とする。

2 北海道スポーツ少年団は、市町村体育協会の設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第 2 章 目 的

第 3 条 北海道スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 北海道スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の国内、国際交流行事の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究
- (7) スポーツ少年団活動のための施設の充実促進
- (8) スポーツ少年団の顕彰
- (9) 関係団体との連携
- (10) その他、目的達成に必要な事業

第 5 条 北海道スポーツ少年団は、前条の事業に関しては決定及び実施の権限を有する。
ただし、北海道スポーツ少年団の事業計画及び予算並びにその変更については、あらかじめ、本会理事会の議決及び評議会の同意を得るものとする。

第 4 章 登 録

第 6 条 北海道スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第 5 章 役 員

第 7 条 北海道スポーツ少年団に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 本 部 長 | 1 名 |
| (2) 副 本 部 長 | 3 名以内 |
| (3) 常 任 委 員 | 8 名以上 1 6 名以内 |
| (4) 委 員 | 1 8 名以上 2 5 名以内 |

第8条 委員の選出は、札幌市及び各支庁管内ごとに1名とする。

2 前項のほか、理事並びに学識経験者等より会長が指名した若干名を委員とする。

第9条 本部長は委員総会（以下「総会」という。）で推挙し、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

2 本部長は、北海道スポーツ少年団を代表し、団務を統轄する。

第10条 副本部長は、総会において推挙し、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指定した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第11条 常任委員会は、総会において委員の中から選出し、本部長が委嘱する。

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、ほかの役員の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第6章 名 誉 委 員

第13条 北海道スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を総会に諮り、理事会の承認を得て、終身の名誉委員に推挙することができる。

第7章 会 議

第14条 総会は、第7条に定める役員を持って構成し、北海道スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算その他の業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

2 総会は、毎年1回以上開催するものとする。

3 総会は、本部長が招集し、その議長となる。ただし、本部長が緊急に開催を必要と認めるときも招集することができる。

4 前各項のほか、委員の3分の1以上から会議の目的事項を示した請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第15条 総会は、構成委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 役員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した役員は出席とみなす。

第16条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第17条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、北海道スポーツ少年団の団務を決定し、執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3 常任委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

4 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

5 常任委員が、常任委員会に出席できないときは、決定権を構成員に委任することがで

きる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第 8 章 専 門 部 会

第18条 北海道スポーツ少年団に必要な調査研究等を行うため、次の専門部会を置く。

- (1) 指導育成部会
- (2) 広報普及部会
- (3) 活動開発部会

2 前項の他、総会の議決を得て、必要な専門部会を設けることができる。

3 専門部会についての必要な事項は、常任委員会の決定を得て、別に定める。

第 9 章 指 導 者 協 議 会

第19条 北海道スポーツ少年団に、指導者の資質、指導力の向上のための指導者協議会を置く。

2 指導者協議会についての必要な事項は、常任委員会の決定を得て、別に定める。

第 1 0 章 会 計

第20条 北海道スポーツ少年団の予算は、登録料、補助金及び寄付金等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第 1 1 章 事 務 局

第21条 北海道スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第 1 2 章 本 規 程 の 変 更

第22条 この規程は、総会において3分の2以上の同意を得たのち、理事会の議決を得て変更することができる。

附 則

この規程は昭和52年12月8日から施行する。

附 則

(1) この改正規程は、昭和60年4月1日施行する。

(2) この改正規程施行時において、旧規程により選任されている本部長及び代議員は改正規程により新たに選出されるまでの間、本部長は常任委員、代議員は委員と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成3年5月31日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日一部改正)

この規程は、平成12年12月22日から施行する。

附 則 (平成18年3月7日一部改正)

この規程は、平成18年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。